

# 岐阜県警察高速道路交通警察隊の運用に関する訓令

〔昭和50年11月4日 岐阜県警察訓令第15号〕

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、高速道路交通警察隊(以下「隊」という。)の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(隊の内部組織の位置、担当区域等)

第2条 隊本部及び分駐隊の位置、担当区域等は、別表のとおりとする。

2 警察法(昭和29年法律第162号)第66条第2項に基づき岐阜県警察が隣接県警察の締結した職権行使に関する協定(以下「協定」という。)により職権を行使することができる高速自動車国道及び指定自動車専用道路(以下「高速道路」という。)については、当該県境を担当する分駐隊の担当区域とする。

3 高速道路における交通管制を行うため、隊本部に羽島高速道路交通管制室(以下「羽島管制室」という。)を置く。

(分駐所の設置)

第3条 分駐隊の活動拠点として、分駐隊を置かないインターチェンジ等に分駐所を置く。

2 分駐所の名称及び位置は次のとおりとする。

分駐隊	分駐所	位置
岐阜分駐隊	大垣分駐所	大垣市
	関ヶ原分駐所	不破郡関ヶ原町
多治見分駐隊	土岐分駐所	土岐市
	瑞浪分駐所	瑞浪市
	恵那分駐所	恵那市
	中津川分駐所	中津川市
	恵那山トンネル西口分駐所	
	可児御嵩分駐所	可児市
土岐南多治見分駐所	土岐市	
各務原分駐隊	関分駐所	関市
	美濃分駐所	美濃市
	美並分駐所	郡上市
	八幡分駐所	
	大和分駐所	
	白鳥分駐所	
	高鷲分駐所	関市
	関広見分駐所	
	富加関分駐所	
美濃加茂分駐所	美濃加茂市	
高山分駐隊	荘川分駐所	高山市
	白川分駐所	白川村

(連絡協調)

第4条 高速道路交通警察隊長(以下「隊長」という。)は、警察本部の部長、総務室長、課長、隊長、所長及び警察署長(以下「所属長」という。)と常に緊密な連携を保ち隊の機能が最高度に発揮されるよう配意しなければならない。

2 隊長は、高速道路における警察活動の運用の適正を期するため、中部管区警察局高速道路管理官、隣接県警察の高速道路交通警察隊長(以下「関係高速隊長」という。)その他関係機関と常に密接な連携を保つものとする。

( 服装 )

第5条 隊の勤務員(以下「隊員」という。)の交通乗車服には、別図1に定める記章を左上腕部に付け、乗車用ヘルメットには、別図2に定める帽章を付けるものとする。

( 無線自動車等の表示 )

第6条 高速道路交通取締用無線自動車等の表示は別図3のとおりとする。

## 第2章 隊の運用

( 勤務制 )

第7条 隊員の勤務制は、次の各号に定めるところによる。

(1) 日勤制通常勤務

- ア 分駐隊長以上の職にある者
- イ 庶務係及び企画指導係に勤務する者
- ウ その他隊長が指定する者

(2) 三交替制勤務

日勤制通常勤務者以外の者

( 勤務時間等 )

第8条 隊員の勤務時間、休憩時間及び週休日(以下「勤務時間等」という。)については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日勤制通常勤務

岐阜県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成4年岐阜県警察訓令第10号。以下「勤務時間訓令」という。)第3条に定める日勤制通常勤務を適用する。

(2) 三交替制勤務

勤務時間訓令第4条に定める三交替制勤務を適用し、勤務時間等の具体的な割振り  
は、隊長が別に定める。

第9条 削除

( 勤務計画 )

第10条 隊長は、隊の活動を効率的に推進するため、次の事項を内容とする月間勤務計画を定めるものとする。

- (1) 勤務の重点
- (2) 隊員の勤務指定
- (3) その他勤務に必要な事項  
(当務日における活動重点の指示)

第11条 幹部隊員は、隊員に対し、当務日における活動の重点、方法その他必要な事項を指示しなければならない。

第12条 削除

( 緊急配備 )

第13条 隊長は、緊急配備が指令されたとき若しくは緊急配備の要請を受けたとき又は緊急配備の必要があると認める事案が発生し、緊急配備の指令を要請したときは、直ちに緊急配備を実施しなければならない。

## 第3章 事故事件等の処理

( 交通関係事件の取扱い )

第14条 交通事故事件及び交通関係法令違反事件(以下「交通関係事件」という。)の送致又は送付は、隊長が高速自動車国道中央自動車道西宮線のうち名神高速道路にあつては隊本部、中央自動車道にあつては多治見分駐隊、高速自動車国道東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道にあつては各務原分駐隊、東海環状自動車道にあつては多治見分駐隊又は各務原分駐隊の所在地を管轄する検察庁又は家庭裁判所に対して行うものとする。

( 刑事事件の取扱い )

第15条 刑事事件(前条に定めるものを除く。)については、被疑者の逮捕、現場保存等必要な初動措置をとった後当該事案を管轄する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)又は関係高速隊長に引き継ぐものとする。

( その他事案の取扱い )

第16条 前2条に規定するもの以外の警察事案については、必要な措置をとった後、管轄警察署長又は関係高速隊長に引き継ぐものとする。

( 被疑者を逮捕した場合の措置 )

第17条 隊長は、交通関係事件の被疑者を逮捕したときは、当該事案を取り扱った分駐隊の所在地を管轄する警察署長に被疑者の留置を依頼することができる。

( 援助要請等 )

第18条 隊長は、交通事故事件の処理、交通規制その他特に必要があると認めるときは、関係する各所属長に対し応援を要請することができる。

#### 第4章 教養訓練等

( 教養訓練 )

第19条 隊長は、毎月1回以上隊員を召集し、教養訓練及び装備資機材の点検を行うものとする。

2 隊長は、新たに隊員となった者に対して、期間を定めて、車両の運転、交通の指導取締り、交通事故事件の処理、交通規則その他必要な事項について教養を行わなければならない。

( 会議 )

第20条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開き、隊運用について意見を徴し、必要な指示を与えるものとする。

2 前項の会議状況は、幹部会議録に記録しておくものとする。

#### 第5章 雑則

( 細目規定 )

第21条 この訓令に定めるもののほか、隊の活動に必要な事項は別に定める。

2 隊長は、この訓令を実施するため必要な細則を定め本部長に報告しなければならない。細則を変更したときも同様とする。

附 則

この訓令は、昭和50年11月4日から施行する。

附 則〔昭和51年4月1日 岐阜県警察訓令第7号〕

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則〔昭和57年10月17日 岐阜県警察訓令第17号抄〕

( 施行期日 )

1 この訓令は、昭和57年10月17日から施行する。

( 勤務を要しない時間の指定等 )

2 条例附則に定める勤務を要しない時間の指定等については、本部長が別に定める。

附 則〔昭和58年3月15日 岐阜県警察訓令第7号抄〕

( 施行期日 )

1 この訓令は、昭和58年3月15日から施行する。〔以下略〕

附 則〔昭和60年6月24日 岐阜県警察訓令第14号〕

この訓令は、昭和60年6月27日から施行する。

附 則〔昭和61年3月28日 岐阜県警察訓令第5号〕

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則〔平成2年4月25日 岐阜県警察訓令第12号〕

この訓令は、平成2年4月25日から施行する。

附則〔平成2年12月27日 岐阜県警察訓令第30号〕

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附則〔平成4年8月1日 岐阜県警察訓令第11号〕

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附則〔平成8年3月27日 岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附則〔平成9年2月27日 岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、平成9年3月1日から施行する。

附則〔平成12年3月1日 岐阜県警察訓令第5号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附則〔平成13年4月1日 岐阜県警察訓令第6号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附則〔平成13年8月1日 岐阜県警察訓令第28号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附則〔平成16年2月5日 岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附則〔平成17年1月25日 岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附則〔平成17年3月15日 岐阜県警察訓令第4号〕

この訓令は、平成17年3月19日から施行する。

附則〔平成19年3月15日 岐阜県警察訓令第12号〕

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則〔平成19年9月27日 岐阜県警察訓令第36号〕

この訓令は、平成19年9月29日から施行する。

附則〔平成20年3月12日 岐阜県警察訓令第3号〕

この訓令は、平成20年3月19日から施行する。

附則〔平成20年7月2日 岐阜県警察訓令第11号〕

この訓令は、平成20年7月5日から施行する。

附則〔平成21年3月19日 岐阜県警察訓令第8号〕

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附則〔平成21年4月13日 岐阜県警察訓令第13号〕

この訓令は、平成21年4月18日から施行する。

別表（第2条関係）

隊の内部組織の位置、担当区域等

隊本部	路線別	分駐隊		担当区域
		名称	位置	
(位置) 羽島市 (担当区域) 岐阜県内高 速道路全線	高速自動車 国道中央自 動車道西宮 線 (名神高速 道路) (30.3km)	岐阜分駐隊	羽島市	1 岐阜県内の名神高速道路 2 滋賀県内の名神高速道路の うち岐阜県境から八日市イン ターチェンジまでの区間 3 愛知県内の名神高速道路の うち岐阜県境から小牧インター チェンジまでの区間
	高速自動車 国道中央自 動車道西宮 線 (中央自動 車道) (61.8km)  東海環状自 動車道 (東回り) (45.8km のうち20.1 km)	多治見分駐隊	多治見市	1 岐阜県内の中央自動車道 2 愛知県内の中央自動車道の うち岐阜県境から小牧ジャン クションまでの区間及び東名 高速道路のうち小牧インター チェンジから春日井インター チェンジまでの区間 3 長野県内の中央自動車道の うち岐阜県境から松川インター チェンジまでの区間 4 岐阜県内の東海環状自動車 道のうち愛知県境から可児御 嵩インターチェンジまでの区 間 5 愛知県内の東海環状自動車 道のうち岐阜県境から豊田東 ジャンクションまでの区間
	高速自動車 国道東海北 陸自動車道 (142.4km)  東海環状自 動車道 (東回り) (45.8km のうち25.7 km)  中部縦貫自 動車道(油 坂峠道路) (9.9km) (高山清見	各務原分駐隊	各務原市	1 岐阜県内の東海北陸自動車 道のうち愛知県境から高鷲イ ンターチェンジまでの区間 2 愛知県内の東海北陸自動車 道のうち岐阜県境から一宮ジ ャンクションまでの区間 3 岐阜県内の東海環状自動車 道のうち関広見インターチェ ンジから可児御嵩インターチ ェンジまでの区間 4 岐阜県内の中部縦貫自動車 道のうち白鳥インターチェン ジから福井県境までの区間 5 福井県内の中部縦貫自動車 道のうち岐阜県境から旧油坂 峠料金所までの区間
(高山清見	高山分駐隊	高山市	1 岐阜県内の東海北陸自動車	

	道路 ) (15. 2km)		道のうち高鷲インターチェンジから富山県境までの区間 2 富山県内の東海北陸自動車道のうち岐阜県境から五箇山インターチェンジまでの区間 3 岐阜県内の中部縦貫自動車道のうち飛騨清見インターチェンジから高山インターチェンジまでの区間
--	-------------------	--	--

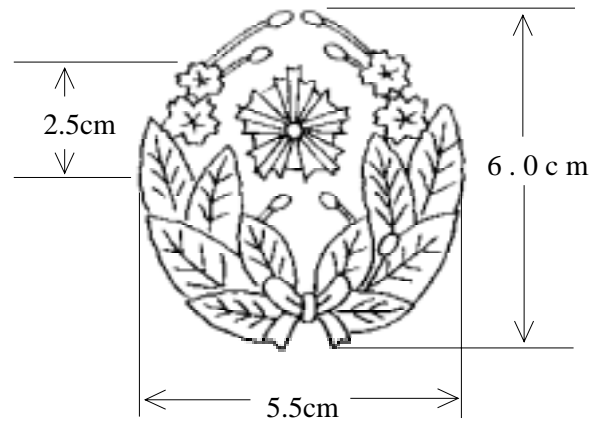
別図1 (第5条関係)



[昭51県警察訓令7号・本図追加、  
平2県警察訓令30号・本図全部改正]

別図2 (第5条関係)

金色 金属製



[昭51県警察訓令7号・本図改正、  
平2県警察訓令30号・本図全部改正]

別図3 (第6条関係)

側面図

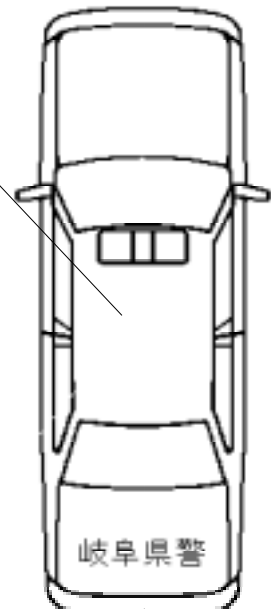


黒字に白文字若しくは  
白地に黒文字の表示

黒

平面図

白地に黒文字で  
識別標識を表示



白地に黒文字の表示